

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 16 号
平成 23 年 6 月
北見市租税教育推進懇話会

中学生の「税についての作文」募集！【主催：全国納税貯蓄組合連合会、国税庁】

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁では、中学生を対象とした「税についての作文」を募集しています。

入選作品には、内閣総理大臣をはじめとして、財務大臣、総務大臣、全国納税貯蓄組合連合会長から賞状及び副賞（記念品）が贈呈されます。

奮ってご応募ください!!

募集の締切りは **8月31日（水）** です！

※ 詳しくは北見税務署にお問い合わせください。

中学生の「税についての作文」募集要項

【テーマ】税に関すること

税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなど、内容が税に関するものであれば何でもOKです。

【文字数】原稿用紙 3 枚・1,200 字以内

（文字数には題字を含みます）

【提出先】所属の中学校を通じて、北見税務署に提出してください。

（注）応募された作品はお返しできません。

みなさんは、スーパーやコンビニで 1,000 円の買い物をすると消費税 5%を含めた 1,050 円を払っていますが、みなさんが負担した消費税は、国の予算の中でどのように使われているか知っていますか？

ということで今回は「消費税の使われ方」についてです。（前号に続いて消費税ネタです。）

税のネタ帳 ～消費税は何に使われているの…？～ 【財務省ホームページほかより】

平成 23 年度の国の一般会計当初予算の歳入約 92.4 兆円のうち租税収入は約 40.9 兆円(44.3%)です。そのうち消費税収入は？というと約 10.2 兆円を見込んでいます。

しかし、みなさんが買い物をするときに負担し、国に納められる 5%の消費税の総額は約 12.8 兆円を予定しています。それでは、差額の 2.6 兆円、そして国の歳入として予定している 10.2 兆円はどのようになるのでしょうか？

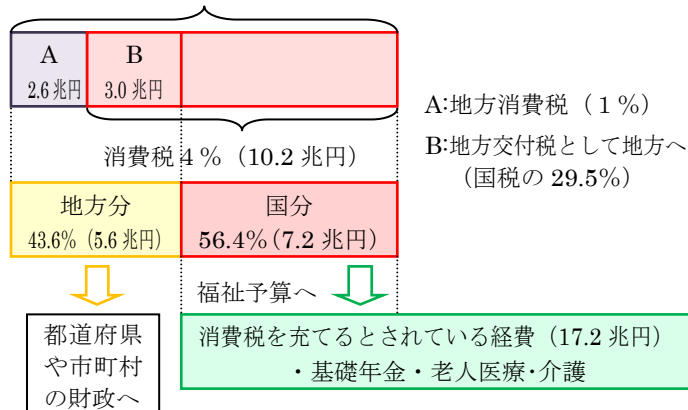
まず、みなさんが 5%と覚えている消費税のうち 1%は地方消費税ですから、国に納められた消費税の 20%は地方の財政収入として配分されます。

また、国税としての消費税 4%の 29.5%（1.18%相当分）は地方交付税として地方の財政のために配分されます。

そして、国の財政を賄う分の消費税（地方消費税を含めた消費税の 56.4%）の用途はというと、意外と知られてはいませんが、

使い道が限定されていて、「基礎年金」「老人医療」「介護」の福祉予算に充てることが決められています。これは、法令で定められているわけではありませんが、毎年度の予算書にある「予算総則」に明記されています。

●消費税の使途（平成 23 年度予算） 100%（12.8 兆円）



学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳(歴史編) ～江戸時代2：年貢の取り集め・納入は村任せ～ 【国税庁メールマガジンほかより】

年貢を課税するに当たって、領主は自分の領地の村に宛てて「年貢割付状」を出し、その年の年貢の額を通知しました。

「年貢割付状」を受けて、村では領主から通知された年貢を村の農民ごとに耕作地とその石高をまとめた名寄帳をもとに割り当てを決めました。

江戸時代には、領主は、年貢の取り集め及び納入を村に任せており、これを「村請制」といいます。村では、年貢を取り集めた後、領主に納めましたが、何回かに分けて納めることもあり、全ての納入が終わると領主から「年貢皆済目録」が村に宛てて出されました。「年貢皆済目録」は領主がその年の年貢を確かに受け取ったことを通知したもので、これをもって年貢に関する一年間の手続きが終了しました。

なお、年貢の取り集めにかかった経費や、村によっては集められた年貢米を近くの町や港まで運ぶこともあり、この場合の輸送にかかる経費も村で負担していました。

重かった農民の負担

領主は農民の最低生活を認めながら、生産物の余剰をすべて収奪するというのが基本でした。農民に課された税には、本年貢・小物成のほか高掛物・夫役・国役・助郷役などがありました。

- ① **本年貢** (本途物成) …田畑・屋敷の石高に対して課された税。米納が原則でしたが、一部金納も行われていました。
- ② **小物成** …雑税の総称で、山野河川などからの収益や各種の営業に課された税です。商工業に対する運上・冥加もこの一種です。現物又は金納が多かったようです。
- ③ **高掛物** …石高に応じて課された付加税の総称で、幕府では、蔵前入用(浅草御米蔵の維持費として天領で徴収)・伝馬宿入用(五街道の本陣の給米や宿場入用のために賦課された税)・六尺給米(幕府台所人夫への給米として賦課された税)の高掛三役を課していました。
- ④ **夫役** …農民から労力を提供させる税で、初期には陣夫など戦陣・城普請をはじめ諸種の夫役が課せられました。国役は大河川の工事や朝鮮使節の接待のために課された一国単位の夫役で、助郷役は、街道沿いの農民から宿駅用の人馬を提供させた夫役です。

村の運営費用は誰が負担？

Q 江戸時代の村では、名主・組頭などの村役人が村の行政運営に関わる様々な業務を行っていましたが、これらの運営費用は領主から支給されませんでした。では、どのように運営費用を捻出していたのでしょうか？

A 村役人は、領主支配の末端行政機関として年貢徴収や法令伝達を行うとともに、村人たちの生活・生産の場である村社会の運営を担う存在でもありました。彼らは村人の代表として村の存立に不可欠な業務を行っており、そのために必要な費用(例えば、藩の役所に赴く際の交通費や、年貢の取り集め・納入費・日常の業務に用いる筆・墨・紙・ろうそく代など)は村全体で負担しました。これを「村入用」といい、年貢と同様に所持石高に応じて課税する場合もあれば、軒割で全戸一律に課税する場合もありました。

租税教室のお知らせ

租税教育推進懇話会では、次代を担う児童・生徒の皆さんに、税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、学校のお手伝いとして、税務署の職員などを講師として租税教室を開催しています。

申し込みや租税教室についてのご質問などは、**北見税務署 税務広報広聴官**にご連絡ください。

なお、講師派遣に関する費用は一切かかりません。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官

栗田 浩

北見市青葉町3番1号

Tel 0157-23-9160【直通】